

# 庄内みどり農協県指導無視 知事「詳細把握せず」

**庄内みどり農協(酒田市)**のコメ販売代金訴訟を巡り、農協が個人情報の漏えいや訴訟妨害を繰り返したとして山形県弁護士会から是正勧告を受けた問題で、吉村栄子知事は6日、農協が県の指導・助言を事実上無視し、今年春ころまで組合員に訴訟しないよう働き掛けたことについて「担当部署からの報告を受けておらず、詳細は把握していない」と述べた。定例記者会見で質問に答えた。

県団体検査指導室による

と、県は2016年、組合員から農協が訴訟参加予定の組合員らの名簿を勝手に作り、理事らが戸別訪問しているとの相談を受けた。県は個人情報を適切に取り扱うよう農協に助言したが、その後の対応は確認していなかった。

村山雄典室長は「弁護士会の勧告は真摯に受け止め、県としてやるべきことはやっていく」と話した。

いう。

規定期通りの対応組合員側求めれる庄内みどり農協の組合員側は6日までに、個人情報保護のために農協が自ら定める規定に基づいて対応するよう求めたほか、農協の監事による監査の実施も要求した。要望書への回答期限は9日に設定した。

さらに訴訟参加予定者のリスト作成や予定者への戸別訪問を指示した人物を特定するよう求めたほか、農協側は6日までに、個人情報保護のために農協が自ら定めた規定に基づいて対応す

るよう求める要望書を田村久義組合長に提出した。要望書は2日付。農協の「個人情報取扱規程」に基づき①収集した個人情報の破棄②所管行政庁や農協理事会などへの報告③被害を受けた組合員への通知または公表④苦情・相談窓口の設置などを早急に実施するよう要請した。

農協側は県に、戸別訪問は訴訟妨害ではなく、訴訟妨害ではないと認めたという趣旨の説明をしていない」と述べた。定例記者会見で質問に答えた。

いなかつた可能性があると